

(参考資料)

ドイツ連邦共和国
麻薬取引に関する法律(麻薬法)

監訳：黒澤 睦 (明治大学法学部 准教授)

監訳者による説明

- (1) 翻訳の原本とした法文は、2017年6月16日命令第1条による改正まで反映されたものである。
- (2) 翻訳は意識を避け、可能な限り原文を尊重して逐語訳を行った。逐語訳で意味がわかりにくい箇所やドイツ語の表現上の理由から語句等が省略されている箇所は、監訳者が最低限の補足を行った。具体的には、語句の補充は〔 〕により、補足説明と原語併記は〔 〕で行った。()は、原則として原文によるものであるが、官報等の出所情報等については原文にない()を監訳者が付した。
- (3) 薬物の固有名称は、正確を期すため、原文のままとした。
- (4) 我が国の「麻薬及び向精神薬取締法」及び我が国が締結している「1961年の麻薬に関する単一条約」等の国際条約のうち公定訳があるものにおける用語法と同一概念と判断できた語句は、それらの語句にあわせた訳語を当てた。同一概念と想像されるが、必ずしも明確でないものについては、直訳のままとした。なお、逐語訳によれば、「Suchtstoff」は「中毒物質」で、「Betäubungsmittel」は「麻薬」であるが、条約名等の翻訳において、従来我が国の慣例に従って、「Suchtstoff」を「麻薬」と訳した箇所がある。
- (5) 我が国の法文は、柱書きと各号を明確に分離して記載することが通例であるが、ドイツ法は柱書きと各号が混合一体となっていることが多い。その場合の翻訳は、可能な限り、ドイツ法の形式を活かしつつ、必要最低限の範囲で日本法の形式を併用した。その関係で、「又は」と「若しくは」の用語法を我が国の本則から外した箇所がある。
- (6) 訳語の確定のために、語句の意味内容を確認する手段として、ドイツ麻薬法の注釈書(*Klaus Weber, BtMG Kommentar, 5. Aufl., 2017*) を用いた。

麻薬取引に関する法律

(麻薬法 - BtMG)

〔大統領〕認証日：1981年7月28日

正式引用表記：

「2017年6月16日命令（連邦官報 I 1670 頁）の第1条により最終改正された、1994年3月1日告示版の麻薬法（連邦官報 I 358 頁）」

状態： 1994年3月1日告示による新版；
2017年6月16日命令第1条による最終改正

脚注

(+++ 法文依拠は1981年8月1日から有効 +++)

(+++ ドイツ再統一条約に基づく条件は、2010年12月15日施行の2010年12月8日の法律第109条第4号第c副号第aa副々号（連邦官報 I 1864 頁）により、もはや適用されえない ++)

(+++ 欧州共同体法〔=EC法〕についての立法者の職務上の留意事項：
EC指令34/98（CELEX Nr: 398L0034）による注意
EC指令34/98（CELEX Nr: 31998L0034。2015年5月18日命令（連邦官報 I 723 頁）を参照。）による告知 +++)

本法律は、1981年7月28日の法律（連邦官報 I 681 頁）の第1条として、連邦参議院の同意を得て、連邦議会によって可決された。本法律は、1981年7月28日の麻薬法の改編に関する法律（連邦官報 I 681 頁、1187 頁）第7条第1項に従って、1982年1月1日に施行された。

法規命令を発する権限を与える諸規定は、1981年7月28日の麻薬法の改編に関する法律の第7条第1項（連邦官報 I 681 頁、1187 頁）に従って、公布の翌日に施行される。本法律は1981年7月31日に公布された。

目次

第1章 概念定義

第1条 麻薬

第2条 その他の概念

第2章 免許及び免許手続

第3条 麻薬取引に対する免許

第4条 免許義務の例外

第5条 免許の拒絶

第6条 専門的知識

第7条 申請

第8条 決定

第9条 制限、期限の付与、条件及び遵守事項

第10条 撤回と取消し

第10a条 麻薬消費施設の営業に対する免許

第3章 麻薬取引における義務

第11条 輸入、輸出及び通過運送

第12条 譲渡し及び譲受け

第13条 処方箋及び処方箋の交付

第14条 特性表示及び広告

第15条 防護措置

第16条 処分

第17条 記録

第18条 届出

第4章 監督

第19条 実施機関

第20条 緊迫事態又は防衛事態についての特別授權

第21条 他の官庁の協力

第22条 監督措置

第23条 サンプルの採取

第24条 認容義務及び協力義務

第24a条 Nutzhanf〔麻〕の栽培の届出

第25条 手数料及び経費

第5章 諸官庁についての規定

第26条 連邦国防軍、連邦警察、警察機動隊及び民間防衛隊

第27条 報告及び情報提供

第28条 国際連合への年次報告書

第6章 犯罪及び秩序違反

第29条 犯罪

第29a条 犯罪

第30条 犯罪

第30a条 犯罪

第30b条 犯罪

第31条 刑の減輕又は刑の免除

第31a条 訴追の見送り

第32条 秩序違反

第33条 没収

第34条 行状監督

第7章 麻薬依存犯罪者

第35条 刑の執行の延期

第36条 算入及び刑の執行猶予

第37条 公訴提起の見送り

第38条 少年及び若年成年者

第8章 経過規定及び最終規定

第39条 経過規定

第39a条 医薬品法の及びその他の諸規定の改正のための法律をきっかけとする経過規定

第40条及び40a条（対象の消失）

第41条（削除）

第1章 概念定義

第1条 麻薬

- (1) 本法律の意味における麻薬〔Betäubungsmittel〕とは、別表 から までに挙げられた物質〔Stoff〕と製剤〔Zubereitung 調合物〕をいう。
- (2) 連邦政府は、次に掲げる場合、専門家による公聴会の後に連邦参議院の同意を得て、法規命令によって、別表 から を変更又は拡充する権限を付与されるが、それは、そのことが、
 1. 学問的知見により、特に依存症を引き起こすことを考慮して、ある物質の作用方法を理由として、
 2. ある物質を原料として、又はある物質を使用することで、麻薬を製造しうる可能性を理由として、
又は、
 3. 麻薬若しくは他の物質又は製剤の取引の安全又は取締りのために、濫用的使用の程度を理由として、かつ、直接的又は間接的に健康を危険にさらすことを理由として、
必要である場合である。第1文に基づく法規命令においては、個々の物質又は製剤は、完全に又は部

分的に、本法律又は本法律に基づいて発せられた法規命令の適用から、麻薬取引の安全及び取締りが確保されたままである限りにおいて、除外されうる。

- (3) 連邦保健省は、緊急の場合、麻薬取引の安全又は取締りのために、法規命令によって、連邦参議院の同意なく、医薬品〔Arzneimittel〕でない物質及び製剤を別表 から に記載する権限を付与されるが、それは、そのことが、濫用的使用の程度を理由として、かつ、直接的又は間接的に健康を危険にさらすことを理由として、必要である場合である。本規定に基づいて発せられた命令は1年経過した後に失効する。
- (4) 連邦保健省（連邦省）は、法規命令によって、連邦参議院の同意なく、別表 から まで又は本法律に基づいて発せられた法規命令を変更する権限を付与されるが、それは、1977年2月4日告示版における1961年の中毒物質に関する統一条約（いわゆる麻薬単一条約）〔連邦官報1977年II 111頁〕及び1971年の向精神物質に関する条約（いわゆる向精神薬条約）〔連邦官報1976年II 1477頁〕（国際中毒物質条約）のそれぞれドイツ連邦共和国に拘束力がある版の付表の変更を根拠として必要とされている限りである。

第2条 その他の概念

(1) 本法律の意味において、

1. 物質〔Stoff〕とは：

- a) 化学元素〔chemisches Element〕及び化学化合物〔chemische Verbindung〕並びにそれらから自然生成した混合物〔natürlich vorkommendes Gemisch〕及び溶液〔Lösung〕
- b) 加工又は未加工の状態の、植物〔Pflanze〕、藻類〔Alge〕、キノコ類〔Pilz〕及び地衣類〔Flechte〕並びにそれらの一部や成分〔Bestandteil〕
- c) 加工又は未加工の状態の、生きた動物を含む動物の体並びに人及び動物の体の一部、成分及び代謝産物〔Stoffwechselprodukt〕
- d) ウィルスを含む微生物及びそれらの成分又は代謝産物；

2. 製剤〔Zubereitung〕とは：

自然生成された混合物及び溶液を除く、1つ又は複数の物質の混合物又は溶液であって、その集合の状態は考慮されない；

3. 適用除外対象製剤〔ausgenommene Zubereitung〕とは：

別表 から に掲げられた製剤であって、麻薬法の諸規定によって完全に又は部分的に〔適用を〕除外されたもの；

4. 製造〔Herstellen〕とは：

採取〔Gewinn〕、調製〔Anfertigen〕、調合〔Zubereiten〕、処理又は加工〔Be- oder Verarbeiten〕、精製〔Reinigen〕及び転移〔Umwandeln〕をいう。

(2) 麻薬の輸入〔Einfuhr〕又は輸出〔Ausfuhr〕と、本法律の適用範囲の中へ又は外へのその他のあらゆる運送は同義である。

第2章 免許及び免許手続

第3条 麻薬取引に対する免許〔Erlaubnis〕

- (1) 次に掲げる者は、医薬品・医療機器連邦研究所〔Bundesinstitut für Arzneimittel und Medizinprodukt〕の免許を必要とする、
1. 麻薬を栽培し、製造し、それらを商取引し、〔若しくは〕それらを商取引することなく、輸入し、輸出し、譲り渡し、交付し、その他流通させ、〔若しくは〕譲り受けようとする者、又は、
 2. 適用除外対象製剤（第2条第1項第3号）を製造しようとする者。
- (2) 別表 に掲げられた麻薬に関する免許を、医薬品・医療機器連邦研究所は、例外的にのみ、学問的又はその他の公益の存する目的のために与えることができる。

第4条 免許義務の例外

- (1) 次に掲げる者は、第3条による免許を必要としない、
1. 公共の薬局又は病院内薬局（薬局）の業務範囲内で、
 - a) 別表 又は に掲げられた麻薬又は同所で除外された製剤を製造する者、
 - b) 別表 又は に掲げられた麻薬を譲り受ける者、
 - c) 別表 に掲げられた麻薬を医師、歯科医師又は獣医師の処方に基づいて譲り渡す者、
 - d) 別表 又は に掲げられた麻薬を当該麻薬の譲り受けについて免許を有する者へ返還し、若しくは薬局の業務内でその後任者に譲り渡す者、
 - e) 別表 、 又は に掲げられた麻薬を、研究のため、麻薬を研究する権限を有する機関への転送のため又は廃棄のために、受領する者、又は、
 - f) 別表 に掲げる経皮膚又は経粘膜の剤形〔transdermale oder transmucosale Darreichungsform〕の完全医薬品〔Fetigarzneimittel〕の形態のオピオイド〔Opioide〕を、薬局に対して、その受領する薬局に麻薬の在庫がない場合に、在宅緩和ケアを受けている患者〔ambulant versorgter Palliativpatient〕の先延ばしにできない麻薬の必要性を充足するために、譲り渡す者、
 2. 獣医薬局〔tierärztliche Hausapotheke〕の業務内で、別表 に掲げられた麻薬を、完成医薬品の状態で、
 - a) 自らが処置する動物のために、自らの手で施用する目的で、相互に、他の完成医薬品と又は薬理上有効でない成分と〔調合する者〕、若しくは自らが処置する動物園、野生及び保護区の動物を動かなくするために調合する者、
 - b) 譲り受ける者、
 - c) 自らが処置する動物のために〔完成医薬品を譲り渡す者〕、若しくは自らが処置する動物園、野生及び保護区の動物を動かなくするために第 a 副号による調合物〔Mischung〕を譲り渡す者、若しくは、
 - d) 当該麻薬の譲り受けについて免許を有する者に返還する者、若しくは獣医薬局の業務内で後任者に譲り渡す者、
 3. 別表 に掲げられた麻薬を、
 - a) 医師、歯科医師又は獣医師の処方箋に基づいて、

- b) 動物を処置し、かつ、獣医薬局を経営する者が、その動物に施用するために、又は、
 - c) 医師から、第 13 条第 1a 項第 1 文に基づいて、譲り受ける者、
4. 別表 に掲げられた麻薬を、
- a) 医師、歯科医師又は獣医師として、国境を越えた役務の提供〔grenzüberschreitender Dienstleistungsverkehr〕の範囲内で、又は、
 - b) 医師、歯科医師又は獣医師の処方箋に基づいて譲り受け、かつ、その麻薬を旅行用品として、輸出又は輸入する者、
5. 業として〔gewerbsmäßig〕
- a) 麻薬取引の権限を有する関係者間の麻薬の運搬に関与する者、又はそのような運搬に関連して若しくは麻薬取引の権限を有する関係者のために、麻薬の貯蔵及び保管を引き受ける者、又は、
 - b) 麻薬取引の権限を有する関係者間の麻薬取引の発送を他の者を通じて手配する者、又は仲介する者、又は、
6. 別表 、 又は に掲げられた麻薬を、被験者又は患者として、臨床試験〔klinische Prüfung：治験〕の範囲において、又は人間及び動物の医薬品に関する許可及び監督に関する〔欧州〕共同体の手続を定めるための及び欧州医薬品庁〔Europäischen Arzneimittel-Agentur〕の設立のための 2004 年 3 月 31 日の欧州議会及び理事会規則（Verordnung (EG) Nr. 726/2004, ABl. L 136 vom 30.4.2004, S. 1）の第 83 条と関連する医薬品法〔Arzneimittelgesetz〕第 21 条第 2 項第 6 号による重篤事例〔Härtefall〕において、譲り受ける者。
- (2) 第 3 条による免許を、連邦及び州の諸官庁及びそれらの官庁によって麻薬の調査を依頼された官庁は、その職務上の活動の範囲について、必要としない。
- (3) 第 1 項第 1 号及び第 2 号に従って免許を必要としない者であって、麻薬取引に関与しようとするものは、これを医薬品・医療機器連邦研究所に事前に届け出なければならない。届出は次に掲げる事項を含まなければならない：
- 1. 届出人の名前及び住所並びに薬局又は獣医薬局〔の名称及び所在地〕
 - 2. 薬局法上の免許又は獣医師としての免許の交付日付及び交付官庁、並びに、
 - 3. 麻薬取引への関与の開始日。
- 届出が獣医薬局に関係する限りで、医薬品・医療機器連邦研究所は、届出の内容について州の最上位の所管官庁に遅滞なく報告する。

第 5 条 免許の拒絶

- (1) 第 3 条による免許は、次に掲げる場合、拒絶されなければならない、
- 1. 業務所において、及び隣接しない地方自治体に他の業務所が存在する限りでそのすべての業務所において、麻薬法の諸規定及び監督官庁の命令を遵守する責任のある者（責任者）が選任されることが確保されない場合；申請者は自ら責任者の地位に就任することができる、
 - 2. 責任者となる予定の者が必要な専門的知識を有さず、若しくはその責任者に課せられた諸義務を恒常的には履行しえない場合、
 - 3. 責任者、申請者、その法定代理人、又は、法人又は権利能力なき社団の場合は、法律、定款又は組

合契約により代理又は業務執行の権限を有する者について、その信頼性に疑念を生じさせる事実が存在する場合、

4. 麻薬取引への関与又は適用除外対象製剤の製造に適した部屋、設備及び防備〔Sicherheit: 第 15 条を参照〕が存在しない場合、
 5. 麻薬取引又は適用除外対象製剤の製造の安全及び取締りが、第 1 号から第 4 号までに掲げられた事由以外〔の事由〕に基づいて、保証されない場合、
 6. 申請された取引の方法及び目的が、市民に必要な医療ケアを確保するとともに麻薬の濫用又は適用除外対象製剤の濫用的製造〔mißbräuchliche Herstellung〕並びに麻薬依存の発生又は持続をできる限り排除するという本法律の目的と合致しない場合、又は、
 7. 提出された申請書類に異議のある場合において、法定期限（第 8 条第 2 項）内に瑕疵が除去されない場合。
- (2) 免許は、それが国際中毒物質条約〔定義は第 1 条第 4 項を参照〕又は中毒物質取締りの仕組みに関する国家間の決議、命令若しくは勧告の遂行を妨げる場合、又はこれ〔= 拒絶〕が欧州連合の諸機関の法的行為のために必要である場合、拒絶されうる。

第 6 条 専門的知識

- (1) 必要な専門的知識（第 5 条第 1 項第 2 号）は、次に掲げる事項によって証明される、
1. 医薬品である麻薬又は適用除外対象製剤の製造の場合、医薬品法第 15 条第 1 項に基づく専門的知識の証明によって、
 2. 医薬品でない麻薬の製造の場合、生物学、化学、薬学、人間医学又は獣医学についての大学での学問的な学業の修了後に実施される試験に関する修了証明書によって、及び麻薬の製造若しくは検査についての少なくとも 1 年間の実務活動を行った証明書によって、
 3. 学問上の目的で使用する場合、生物学、化学、薬学、人間医学又は獣医学についての大学での学問的な学業の修了後に実施される試験に関する修了証明書によって、及び、
 4. その他の全ての場合、化学又は薬学の専門領域における卸売業及び外国貿易の商人としての職業訓練の修了に関する修了証明書によって、及び麻薬取引についての少なくとも 1 年間の実務活動を行った証明書によって。
- (2) 医療品・医療機器連邦研究所は、麻薬取引又は適用除外対象製剤の製造の安全及び取締りが確保される場合、個々の事例において、第 1 項に掲げられた専門的知識に関する必要条件から逸脱することができる。

第 7 条 申請

第 3 条に基づく免許の付与を求める申請は、正副 2 通の書類で、医薬品・医療機器連邦研究所になされなければならない、それ〔= 医薬品・医療機器連邦研究所〕はそのうち 1 通を州の最上位の所管官庁に送付する。申請には、以下の申告事項〔Aufgabe〕と資料が付されなければならない：

1. 申請者及び責任者の氏名又は商号及び住所〔又は所在地〕
2. 責任者については、必要な専門的知識〔に関する証拠〕及びその者が自らに義務付けられた義務を恒常的に果たしうるか及びどのような状況に基づいて果たせるかについての説明に関する証拠、

3. 場所（場合によっては、耕地名〔Flurbezeichnung〕）、通り、番地、建物及び建物部分に応じた業務所の位置〔についての記述〕及び建物の建て方についての記述、
4. 無資格者による麻薬の入手に対する現有の防護手段についての記述、
5. 麻薬取引の種類（第3条第1項）、
6. 製造され又は必要とされるべき麻薬の種類及び予測される年間量〔Jahresmenge〕、
7. 麻薬又は適用除外対象製剤の製造（第2条第1項第4号）の場合、たとえば原料となる物質〔Ausgangsstoff〕若しくは原料となる製剤〔Ausgangszubereitungen〕、中間生成物〔Zwischenprodukt〕又は最終産物〔Endprodukt〕が麻薬でなくとも、原料となる物質又は原料となる製剤、中間生成物及び最終産物の種類及び量についての申告事項の中で、製造過程の簡潔な記述；それに加えて、小分けされていない製剤の場合は、重量パーセント〔Gewichtsvomhundertsatz〕、小分けされている製剤の場合は、小分け形態あたりに含まれている麻薬の重量〔Gewichtsmengen〕、並びに、
8. 学問的又はその他の公益が存する目的のために使用する場合、追求する目的について、関連する学問的文献を引き合いに出しての説明。

第8条 決定

- (1) 医療品・医療機器連邦研究所は、免許の付与に関する申請の受領から3ヵ月以内に決定をするものとする。それ〔＝医療品・医療機器連邦研究所〕は、その決定について州の最上位の所管官庁に遅滞なく報告する。
- (2) 医療品・医療機器連邦研究所が申請者に申請の瑕疵を除去する機会を与えた場合、第1項において示された期限は、瑕疵の除去まで又は瑕疵の除去のために定められた期限の満了まで停止する。停止は、申請者に瑕疵の除去の要求が送達された日から開始する。
- (3) 免許を有する者は、第7条に掲げられた申告事項に関するすべての変更を、医療品・医療機器連邦研究所に対して遅滞なく通知しなければならない。麻薬又は麻薬取引の種類に関する拡大の場合、及び免許を有する者の人物又は業務所の位置の変更の場合、同一建物内のもの〔＝変更〕を除いて、新たな免許が申請されなければならない。その他の場合は、免許は変更される。州の最上位の所管官庁は、免許の変更について遅滞なく報告される。

第9条 制限、期限の付与、条件及び遵守事項〔Auflagen〕

- (1) 免許は、麻薬取引又は適用除外対象製剤の製造の安全及び取締りのために、その都度必要とされる範囲に制限されなければならない。それ〔＝免許〕は、特に次に掲げる事項を規定しなければならない：
 1. 麻薬及び麻薬取引の種類、
 2. 麻薬の予測される年間量及び備蓄量、
 3. 業務所の位置、並びに、
 4. たとえ麻薬でなくとも、製造過程及びその際に生じる出発生成物〔Ausgangsprodukt〕、中間生成物及び最終産物。
- (2) 免許は、〔後掲の場合に、〕次に掲げることが行われうる、

1. 期限を付され、条件付きで発せられ、若しくは遵守事項と結びつけられうる、又は、
2. 第 1 項第 2 文に関する免許の付与の後に、変更され、若しくはその他の制限又は遵守事項を付されうる、

その場合とは、これ〔 = 上記の事項 〕が麻薬取引又は適用除外対象製剤の製造の安全又は取締りのために必要であり、又は免許が国際中毒物質条約又は国家間の麻薬取締りの仕組みに関する決議、命令若しくは勧告の遂行を妨げ、若しくはこれ〔 = 上記の事項 〕が欧州連合の諸機関の法的行為のために必要な場合である。

第 10 条 撤回と取消し

- (1) 免許は、免許から 2 暦年の期間に使用されなかった場合、取り消されうる。期限は、正当な利益がもたらされることが信ずるに足りる場合、延長されうる。
- (2) 州の最上位の所管官庁は、免許の撤回又は取消しについて遅滞なく報告される。

第 10a 条 薬物消費施設〔 Drogenkonsumraum 〕の営業に対する免許

- (1) ある施設、すなわち、その部屋において麻薬依存者が持ち込んだ医師により処方されていない麻薬を使用する機会が与えられ、又は認められる施設（薬物消費施設）を営業しようとする者は、州の最上位の所管官庁の免許を必要とする。免許は、州政府がその付与に関する要件を第 2 項による法規命令において規定した場合のみ、付与されうる。
- (2) 州政府は、法規命令によって第 1 項に基づく免許の付与に関する要件を規定する権限を与えられる。規定は、薬物消費施設における麻薬の使用の際の安全と取締りのため、特に次に掲げる最低基準を設定しなければならない：
 1. 麻薬消費施設として用いられるべき目的にかなった実用的な設備；
 2. 即座に投入可能な医療的救急処置の保証；
 3. 依存者によって持ち込まれた麻薬の使用の場面におけるリスク軽減という目的のための医療上の相談と援助；
 4. 相談及び治療の継続及び辞退方向の申立ての仲介；
 5. わずかな量の自己使用についての第 29 条第 1 項第 1 文第 3 号に基づく麻薬の所持を除く、薬物消費施設における本法律に基づく犯罪の抑止のための措置；
 6. 薬物消費施設のすぐ近くの周辺地域における犯罪をできる限り阻止するための、公共安全と秩序について権限を有する当該地域の官庁との協力に必要な体制；
 7. 特に〔利用者〕の年齢、持ち込まれる麻薬の種類及び許容されている使用モデル〔geduldetes Konsummuster〕を考慮した、薬物消費施設の適正な利用者の範囲の厳正な設定；明らかな初回使用者又は非常習使用者〔Erst- oder Gelegenheitskonsument〕は、その〔施設の〕利用から排除されなければならない；
 8. 薬物消費施設における活動の記録と評価；
 9. 第 1 号から第 7 号までに掲げられた要求を満たすために専門的に教育された、十分な人数の人物的に信頼できる職員の常駐；
 10. 第 1 号から第 9 号までに掲げられた要求、免許官庁による遵守事項及び監督官庁の命令の遵守

に対して責任を負い（責任者）かつ、自らに課せられたそれらの義務を常時履行することができる、専門知識のある人物の指名。

- (3) 免許手続については、第 7 条第 1 文及び第 2 文第 1 号から第 4 号まで及び第 8 号、第 8 条、第 9 条第 2 項並びに第 10 条が準用される；この場合において、医療品・医療機器連邦研究所とあるのは、それぞれ州の最上位の所管官庁と、州の最上位の官庁とあるのは、それぞれ医療品・医療機器連邦研究所と読み替える。
- (4) 第 1 項に基づく免許は、持ち込まれた麻薬の物質分析を実施し、又は持ち込まれた麻薬の直接的な使用の際の積極的な援助を行う権限を、薬物消費施設に勤務する職員に付与するものではない。

第 3 章 麻薬取引における義務

第 11 条 輸入、輸出及び通過運送

- (1) 麻薬を個々の場合において輸入又は輸出しようとする者は、第 3 条に基づく必要な免許(Erlaubnis)のほかに、さらに医療品・医療機器連邦研究所の許可(Genehmigung)を必要とする。麻薬は、本法の適用範囲を通して、税関の監督下でのみ、輸送又は積み替えによって引き起こされる滞在以外の滞在なく、かつ、麻薬が輸送中のいずれかの時点で通過運送人又は第三者に事実上自由に処分できることなく、通過運送されることが許される。適用除外対象製剤は、輸入を禁止している国へ輸出されてはならない。
- (2) 連邦政府は、法規命令によって、連邦参議院の同意なく、認可の付与に関する手続を規定し、及び麻薬取引の安全及び取締りのために、国際中毒物質条約の遂行のために、又は欧州連合の諸機関の法的活動によって必要とされる限りで、輸入、輸出及び通過運送に関する諸規定を発する権限が与えられる。特に次に掲げる事項が行われうる、
1. 輸入、輸出又は通過運送は、一定の麻薬及び量に限定され、及び特定の国へ、[特定の国を] 通して、若しくは特定の国からの [輸入、輸出又は通過運送] が禁止されうる、
 2. 第 1 項の例外が、国際的な協力の範囲における旅行者の往来及び試料(Probe)の発送について、認められうる、
 3. 医師、歯科医師及び獣医師による国境を越えた役務の提供の範囲での麻薬の携行に関する規制が行われうる、並びに、
 4. 使用されるべき公的な書式用紙の形式、内容、作成、発付及び保管が定められうる。

第 12 条 譲渡し及び譲受け

- (1) 麻薬は、次に掲げるものに対してのみ、譲り渡されうる、
1. 譲受けのために第 3 条に基づく免許を有する者又は薬局若しくは獣医薬局を経営する者若しくはは団体、
 2. 第 4 条第 2 項又は第 26 条に掲げられた官庁又は施設、
 3. (削除)
- (2) 譲渡人は、第 4 条第 1 項第 1 号第 e 副号の場合を除き、譲受人及び麻薬の種類及び量の申告事項の

中で、個々の全ての譲渡しを、医療品・医療機器連邦研究所に遅滞なく届け出なければならない。譲受人は、譲渡人に麻薬の受領証明をしなければならない。

- (3) 第 1 項及び第 2 項は、以下の場合には適用されない、
1. 別表 に掲げられた麻薬の譲渡しであって、
 - a) 薬局業務の範囲における医師、歯科医師又は獣医師の処方箋に基づくもの、
 - b) 獣医薬局の業務の範囲で、当該獣医薬局の経営者によって処置される動物のためのもの、
 - c) 第 13 条第 1a 項第 1 文に基づく医師によるもの、
 2. 麻薬の輸出、及び、
 3. 第 4 条第 2 項又は第 26 条に掲げられた官庁又は施設間での麻薬の譲渡しと譲受け。
- (4) 連邦保健省は、法規命令によって、連邦参議院の承諾なく、届出及び受領証明の手続を規定する権限が与えられる。それ〔＝連邦保健省〕は、その場合に、特にそれら〔＝届出及び受領証明〕の形式、内容及び保持並びに電子送達〔elektronische Übermittlung〕を規定することができる。

第 13 条 処方箋及び処方箋の交付

- (1) 別表 に掲げられた麻薬は、医師、歯科医師及び獣医師によってのみ、人又は動物の体表又は体内でのその施用が根拠づけられている場合にのみ、処方され、若しくは医師の麻薬依存症治療を含む医師、歯科医師又は獣医師の治療の範囲において投与され、又は直接的な消費のため又は第 1a 項第 1 号に基づいて第三者に交付されることが許される。施用は、意図された目的が他の方法によって達成されうる場合は、根拠づけられない。別表 及び に掲げられた麻薬は、処方され、投与され、又は直接的な消費のため又は第 1a 項第 1 項に基づいて第三者に交付されてはならない。
- (1a) 医師は、在宅緩和ケアを受けている患者の先延ばしにできない麻薬の必要性を充足するために、この患者に必要な別表 に掲げられた麻薬を完成医薬品の状態で、患者の必要性が処方箋によって適時に充足されえない場合のみ、かつ、されえない間のみ、交付することが許される；最大交付量〔Höchstüberlassungsmenge〕は 3 日分の必要量を超えてはならない。患者の必要性は、次に掲げる場合、処方箋によっては適時に充足されえない、それは、必要な麻薬が、
1. 同一の郡又は同一の独立市において又は相互に隣接する郡又は独立市において開店中の薬局のもとに在庫がない、若しくは適時に譲り渡す準備ができていない場合、又は、
 2. それ〔＝麻薬〕が、第 1 号に基づく薬局に在庫があり、又は適時に譲り渡す準備がなされているにもかかわらず、次に掲げる理由から、患者又は患者をケアしている者によって適時に調達され得ない場合、
 - a) この者が患者を現場でケアをしなければならないため、若しくはこの者の限られた〔身体的・精神的な〕能力上の理由から麻薬を調達することが可能でないため、又は
 - b) 患者がその病気の種類及び程度を理由に、それ〔麻薬を調達すること〕自体が可能でなく、かつ、患者をケアする者が存在しないため。

医師は、第 1 文による状況が存在していることに言及して、開店中の薬局に対して、第 2 文第 1 号に基づく交付の前に、必要な麻薬がその薬局に在庫があるかどうか、又はいつまでに麻薬を譲り渡す準備ができるかを照会しなければならない。第 1 文及び第 2 文に基づく要件の存在及び第 3 文に基づく照会について、医師は、少なくとも以下の記録文書を作成し、かつ、これを麻薬の交付から起算して

3年間保存しなければならない：

1. 患者の氏名並びに治療の場所、日付及び時刻、
2. 薬局の名称及び連絡をとった薬局経営者又はその代理権を付与された者の氏名、
3. 照会された麻薬の名称、
4. 麻薬が照会時に在庫があったかどうか、又はいつまでに麻薬が譲り渡される準備ができるのかについて、薬局の申告内容、
5. 第1文及び第2文に基づく要件が存在していることを明らかにする者の事実に関する申告。

第1文に基づく治療を行う医師による、特定の麻薬の在庫があるかどうか、又はいつまでに麻薬の譲り渡しの準備ができるのかという照会について、薬局経営者又はその代理権を付与された者は、少なくとも次に掲げる記録文書を作成し、かつ、これを照会の日から起算して3年間保存しなければならない：

1. 照会の日付及び時刻、
2. 医師の名前、
3. 照会された麻薬の名称、
4. 麻薬が照会時に在庫があったかどうか、又はいつまでに麻薬が譲り渡される準備ができるのかについての医師に対する申告内容。

第1文に基づく交付の場合、医師は、在宅緩和ケアを受けている患者又はその患者をケアするために居合わせている第三者に、譲渡する麻薬の規則に従ったの施用について説明し、かつ、一回量及び一日量について記載した書面での使用説明書を交付しなければならない。

- (2) 第1項に基づいて処方された麻薬は、薬局の業務の範囲内においてのみ、かつ、処方箋の提示と引き換えに譲り渡されなければならない。Diamorphin〔＝ジアモルフィン、ヘロイン〕は、調剤の事業主によってのみ、かつ、第3項第2文第2a号に基づく公認施設でのみ、処方箋の提示と引き換えに譲り渡されることが許される。獣医薬局の業務の範囲においては、別表 に掲げられた麻薬のみが、かつ、その獣医薬局の経営者によって治療される動物について施用するためにのみ、譲り渡されることが許される。
- (3) 連邦政府は、医師、歯科医師、獣医師のもとで、薬局、獣医薬局、病院、動物病院、老人ホーム、社会福祉施設、ホスピス、特別在宅緩和ケア施設、救助活動施設、代替薬〔Substitutionsmittel〕であるDiamorphinを用いる治療を行う施設の中で、及び貿易船の上で、別表 に掲げられた麻薬の処方、処方箋に基づく麻薬の譲渡し並びに麻薬の所在及び在庫の記録を、法規命令によって、連邦参議院の同意を得て、規制する権限を与えられる。特に次に掲げることが行われうる、
1. 処方箋は、一定の製剤、特定目的又は量に制限されうる、
 2. 薬物依存者のための代替薬の処方箋は、処方する医師の資格に対する最低要求の充足にかからしめ、かつ、その最低要求の決定は医師会に委ねられうる、
 - 2a. Diamorphin の処方箋は、州の所管官庁の免許を付与された施設においてのみ認められうる、
 - 2b. 代替薬であるDiamorphin を伴う治療を行う施設における設備に対する最低要求が決定されうる、
 3. 届出〔Meldung〕は、
 - a) 処方した医師による医療品・医療機器連邦研究所に対する〔届出〕は、患者のための代替薬の

処方について、匿名化した形で、

b) 医師会による医療品・医療機器連邦研究所に対する〔届出〕は、第2号に従って最低要求を充足する医師について、及び、

通知〔Mitteilung〕は、

c) 医療品・医療機器連邦研究所による所管監督官庁及び処方した医師に対する〔通知〕は、既に他の医師が代替薬を処方していた患者について、匿名化された形で、

d) 医療品・医療機器連邦研究所による各州の所管監督官庁に対する〔通知〕は、第2号に基づく最低要求を充足する医師について、

e) 医療品・医療機器連邦研究所による各州の最上位の保健官庁に対する〔通知〕は、代替薬を処方された患者の数、代替薬を処方する権限を有する医師の数、代替薬を処方した医師の数、処方された代替薬及び処方箋の種類について、

並びに匿名化の方法、届出及び通知の形式及び内容が指示されうる、

4. 処方箋のために使用されるべき公的な書式用紙及び所在と在庫に関する記録文書の形式、内容、作成、交付、保管及び返却が規定されうる、並びに、

5. 第4条第1号第1項cの例外が、貿易船の設備について、発せられうる。

第2文第2a号に基づく免許の付与のための手続について、第7条第2文第1号から第4号まで、第8条第1項第1文、第2項及び第3項第1文から第3文まで、第9条第2項並びに第10条が準用される。この場合において、医療品・医療機器連邦研究所とあるのは、それぞれ州の所管官庁と、州の最上位の所管官庁とあるのは、それぞれ医療品・医療機器連邦研究所と読み替える。第2文第3号に基づく受領者は、伝達されたデータを第1文に掲げられた目的以外の目的のために使用してはならない。医療品・医療機器連邦研究所は、第2文に基づく法規命令によって同研究所に配分された職務を遂行するにあたっては、連邦から借用したそれぞれ権限を有する州の組織として行動する：連邦政府に対する費用の償還を含めた詳細は取り決めによって定められる。

第14条 特性表示〔Kennzeichnung〕及び広告

(1) 麻薬取引において、麻薬は、別表に掲げられた略称を使用して特性表示がなされなければならない。

特性表示は、明確で判読可能な文字で、ドイツ語で、かつ永続する方法で行われなければならない。

(2) 特性表示は、その他に、次に掲げる事項が含まれなければならない、

1. 未加工、未精製及び小分けされていない麻薬の場合には重量パーセント、及び小分けされている麻薬の場合には含まれている純物質の重量、

2. 麻薬容器上に及び使用されている限りで外装上に、物質及び小分けされていない製剤の場合には含まれている重量、小分けされている製剤の場合には含まれている個数；これは、学問的な研究室における貯蔵容器について、及び譲り渡すための特定の小さな容器及びアンプルについては適用されない。

(3) 第1項及び第2項は、薬局及び獣医薬局における貯蓄容器には適用されない。

(4) 第1項及び第2項は、麻薬取引に関与する専門家間で用いることを予定しているカタログ、価格表、広告又は類似の印刷物における麻薬の表示についても準用される。

(5) 別表 に掲げられた麻薬については、広告されてはならない。別表 及び に掲げられた麻薬につ

いては、工業及び商取引の専門家間で並びに薬局又は獣医薬局を経営する者及び法人のもとでのみ、広告されることが認められ、別表 に掲げられた麻薬については、医師、歯科医師及び獣医師のもとにおいても [広告されることが認められる]

第 15 条 防護措置

麻薬取引に関与する者は、自らが所持する麻薬を個別に保管し、かつ、無資格の入手から防護しなければならない。医療品・医療機器連邦研究所は、麻薬取引の種類及び範囲、麻薬の危険度又は量に応じて必要な範囲で、防護措置を命ずることができる。

第 16 条 処分

- (1) もはや取引することができない麻薬の所有者は、この麻薬を、自己の費用負担により、2 人の証人の立会いの下で、麻薬の部分的な再取得すらも排除し、かつ、人及び環境の有害な影響からの保護を確保するような方法により、処分しなければならない。処分については、調書が作成されなければならない。かつ、これは 3 年間保管されなければならない。
- (2) 医療品・医療機器連邦研究所、第 19 条第 1 項第 3 文の場合においては州の所管官庁は、所有者に、麻薬を自己の費用負担で当該官庁に対して処分のために送付することを要求することができる。麻薬の所有者が存在しない若しくは確認されえず、又は所有者が麻薬の処分義務又は第 1 文による送付要求にあらかじめ設定された 3 ヶ月の期限内に従わなかった場合、第 1 文に掲げられた官庁は処分のために必要な措置を行う。麻薬の所有者又は所持者は、処分を委託された者に麻薬を引き渡す、又は収去を容認する義務を負う。
- (3) 第 1 項並びに第 2 項第 1 文及び第 3 文は、所有者がもはや必要ない麻薬を廃棄〔beseitigen〕しようとする場合に準用される。

第 17 条 記録

- (1) 第 3 条による免許を有する者は、すべての業務所及び麻薬について個別に、すべての入出〔Zugang und Abgang： 入荷・出荷のほか、収穫や消費・処分等も含む〕に関する次に掲げる記録を連続して作成する義務を負う：
 1. 日付、
 2. 配達者若しくは受領者の名前若しくは商号及び住所〔若しくは所在地〕又はその他の出所若しくはその他の行方、
 3. 入出量及びそれによって生じた在庫量、
 4. 栽培の場合には、さらに、耕地の位置及び広さ並びに播種の日付、
 5. 製造の場合には、さらに、組み込まれ若しくは製造された麻薬、法律で規定されていない物質又は適用除外対象製剤について種類又は量による申告、並びに、
 6. 製剤の製造者による適用除外対象製剤の申告の場合には、さらに、受領者の名前又は商号及び住所〔若しくは所在地〕第 6 号に掲げられた記録に代えて、適用除外対象製剤が識別されうる出荷等計算書〔Ausgangsrechnungen〕の写しが、計算書の日付に従って連続して綴じ込んで整理されうる。

- (2) 記録又は計算書において申告される量とは、[次のものをいう、]
1. 物質及び小分けされていない製剤の場合は、重量、及び、
 2. 小分けされた製剤の場合は、個数。
- (3) 記録又は計算書の写しは、最後の記録又は最後の計算書日付から起算して3年間、個別に保管されなければならない。

第18条 届出

- (1) 第3条による免許を有する者は、医療品・医療機器連邦研究所に対し、すべての業務所について及びすべての麻薬について、その都度、[以下に掲げる形式で、その] 量を届け出る義務を負う、
1. 栽培の場合は、収穫された量が、耕地の位置と広さの申告の中で、
 2. 製造された量が、原料物質に応じて分類されて、
 3. 他の麻薬の製造のために使用された量が、この麻薬に応じて分類されて、
 4. 本法律に含まれていない物質の製造のために使用された量が、この物質に応じて分類されて、
 5. 適用除外対象製剤の製造のために使用された量が、この製剤に応じて分類されて、
 6. 輸入された量が、輸出する国〔Land〕に応じて分類されて、
 7. 輸出された量が、輸入する国〔Land〕に応じて分類されて、
 8. 譲り受けられた量、
 9. 譲り渡された量、
 10. 処分された量、
 11. 第1号から第10号に基づいて申告された目的以外の目的で使用された量が、その都度の使用目的に応じて分類されて、及び、
 12. 各半期末に在庫として存在していた量。
- (2) 届出において申告される量とは、[次のものをいう、]
1. 物質又は小分けされていない製剤の場合は、重量、及び、
 2. 小分けされた製剤の場合は、個数。
- (3) 第1項第2号から第12号までに基づく届出は、医療品・医療機器連邦研究所に対し、経過した各半暦年について1月31日及び7月31日までに、及び第1項第1号に従った届出は、前暦年について1月31日までに、送付されなければならない。
- (4) 第1号に掲げられた届出については、医療品・医療機器連邦研究所によって発行された公的な書式用紙が用いられなければならない。

第4章 監督〔Überwachung〕

第19条 実施機関

- (1) 麻薬取引及び適用除外対象製剤の製造は、医薬品・医療機器連邦研究所による監督を受ける。この機関は、麻薬の処方箋のひな形となる公的な書式用紙の作成、発行及び評価を行う権限も有する。医師、歯科医師及び獣医師、Diamorphinの譲渡しの場合の製薬会社、薬局における、及び第4条第1

項第 1 号第 f 副号の場合においては、薬局、獣医薬局、病院及び動物病院の間で [の麻薬取引] は、各州の所管官庁による監督を受ける。これらの機関は、第 10a 条第 2 項に掲げられた最低基準の遵守も監督する；監督を委託された者には、第 22 条及び第 24 条に規定された諸権限が帰属する。

- (2) 医薬品・医療機器連邦研究所は、さらに、国際中毒物質条約の意味における特別の行政機関〔besondere Verwaltungsdienststelle：英語では「special administration」〕である。
- (2a) 医療目的での Cannabis の栽培は、医薬品・医療機器連邦研究所による取締り〔Kontrolle〕を受ける。この [医薬品・医療機器連邦研究所] は、1961 年の麻薬に関する単一条約第 23 条第 2 項第 d 号及び第 28 条第 1 項に基づく国の機関の任務を引き受ける。1961 年の麻薬に関する単一条約第 23 条第 2 項第 d 号第 2 文及び 28 条 1 項に基づく医薬品・医療機器連邦研究所による医療目的での Cannabis の購入は、委託発注法〔Vergaberecht〕の諸規定に基づいて行われる。医薬品・医療機器連邦研究所は、第 2 文による任務を果たすために発生する費用負担を考慮して、医療目的での Cannabis の販売のための製造者譲渡価格〔Herstellerabgabepreis〕を設定する。
- (3) 別表 中の Cannabis (Marihuana) についての例外規定の第 d 号の意味における産業用大麻の栽培は、連邦農業・食糧庁〔Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung〕による監督を受ける。統一的管理・取締制度、農村振興措置及びクロスコンプライアンスに関する欧州議会及び理事会規則（Verordnung (EU) Nr. 1306/2013）を施行するため諸規定を含む 2014 年 7 月 17 日の [欧州] 委員会施行規則（Durchführungsverordnung (EU) Nr. 809/2014, ABl. L 227 vom 31.7.2014, S. 69）の第 45 条第 4 項前段及び付属書が、それぞれ現在有効な版の状態、準用される。そのほか、Hanf の栽培に関する統一的管理・取締制度の諸規定が準用される。連邦農業・食糧庁は、Hanf の栽培に関する統一的管理・取締制度の規定に基づいて州の所管機関によって同庁へ伝達されたデータ、及び本法律に基づく監督を目的として基礎奨励金〔Basisprämie〕に関する諸規則の範囲内でなされる THC 取締りの結果を利用することができる。

第 20 条 緊迫事態又は防衛事態についての特別授權

- (1) 連邦政府は、麻薬取引又は適用除外対象製剤の製造の安全及び取締りが保障され続ける場合、麻薬を用いた市民の医療ケアを確保するために、本法律又は本法律に基づいて発せられた法規命令を、法規命令により、連邦参議院の同意なく、防衛目的のために変更する権限が与えられる。特に、[以下のものが行われ] うる、
1. 本法律及び本法に基づいて発せられた法規命令による医薬品・医療機器連邦研究所の任務を、連邦省に委ねること、
 2. 麻薬取引及び適用除外対象製剤の製造を、第 1 文に掲げられた特別の要求に適合させること、及び、
 3. [以下のものの] 在庫に関する届出を命じること、
 - a) 麻薬、
 - b) 適用除外対象製剤、及び、
 - c) 麻薬の製造に必要な原料物質又は製剤、たとえこれらが麻薬でなく場合であっても。
- 法規命令において、第 2 文第 3 号に掲げられた在庫の処分権者は、さらに、特定の人物又は機関に対して譲り渡すことが義務づけられうる。

- (2) 第 1 項による法規命令は、基本法第 80a 条第 1 項の条件に基づいてのみ、適用されることが許される。
- (3) (削除)

第 21 条 他の官庁の協力

- (1) 連邦財務省及び同省の指定する税関庁は、麻薬の輸入、輸出及び通過運送の監督について協力をする。
- (2) 連邦財務省は、連邦内務省の合意のもと、連邦警察法第 2 条に基づき国境警備の任務を委託されている連邦警察の職員を、及びバイエルン州内務大臣の合意のもと、バイエルン州国境警察の職員を、第 1 項に基づき関税機関に義務付けられている任務に当たることを委託することができる。第 1 文に掲げられた職員がこの任務に当たる場合、連邦警察法第 67 条第 2 項が準用される。
- (3) 本法律の禁止及び制限に対する違反が疑われ、それが通関手続の際に生じた場合、協力官庁は、医薬品・医療機器連邦研究所に遅滞なく報告をする。

第 22 条 監督措置

- (1) 監督受託者は、次に掲げる権限を与えられる、
1. 麻薬取引又は適用除外対象製剤の製造に続けて取引におくことに関する書類を閲覧すること及びそれから謄本又はコピーを作成すること、ただし、これら〔=書類〕が麻薬取引又は適用除外対象製剤の安全又は取締りのために有用でありうる場合に限られる、
 2. 自然人及び法人並びに権利能力なき社団に、全ての必要な情報を求めること、
 3. 麻薬取引又は適用除外対象製剤の製造が行われている土地、建物、建物の一部、設備及び輸送手段に、受託者が麻薬取引又は適用除外対象製剤に関する規定が遵守されていると確信した場合に、立ち入ること及び視察すること。公共安全及び秩序に対する差し迫った危険を防止するため、特に麻薬取引又は適用除外対象製剤の製造の取締り無効化に対処されなければならない場合、この部屋には作業時間外及び営業時間外であっても、又は居住のための部屋であっても立ち入ることが許される；その限りで、住居の不可侵（基本法第 13 条）に関する基本権は制限される。工業的製造業及び卸売業が問題となる限りで、視察は原則として 2 年ごとになされなければならない、
 4. 麻薬取引又は適用除外対象製剤の安全及び取締りに対する差し迫った危険の防止に必要とされる限りで、仮命令を発すること。同様の目的のため、それ〔=仮命令〕は、麻薬取引への更なる関与又は適用除外対象製剤の更なる製造の全て又は一部を禁じること及び麻薬の在庫又は適用除外対象製剤の在庫を公的な管理のもとに置くことが許される。所管官庁（第 19 条第 1 項）は、仮命令の発出後 1 ヶ月以内に、これについて最終的に決定を下さなければならない。
- (2) 所管官庁は、第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく措置を、書面によっても命ずることができる。

第 23 条 サンプルの採取

- (1) 麻薬取引又は適用除外対象製剤の製造に関する規定を施行するために必要な範囲で、監督受託者は、受領書に反して監督受託者による抽出に基づくサンプルを検査の目的で要求し、又は採取する権

限を与えられる。明示的に放棄された場合でない限り、サンプルの一部が、又は、サンプルが同質の部分に分割することができない又は検査目的を脅かすことなくそれができない限りでは、サンプルとして採取されたものと同じ種類の別のものの部分が、あとに残されなければならない。

- (2) 残されたサンプルは、公的に保管され又は厳封がなされなければならない。このサンプルは、サンプル採取の日付及びその経過後は保管及び厳封が終了するとみなされる日付が付されなければならない。
- (3) 採取されたサンプルは、明示的に放棄された場合でない限り、相当の補償がなされなければならない。

第 24 条 認容義務及び協力義務

- (1) 麻薬取引のすべての関与者又は適用除外対象製剤のすべての製造者は、第 22 条及び第 23 条に基づく措置を認容し、かつ、監督受託者がその任務を果たす際に援助すること、特に、それら〔=監督受託者〕に対して、要求に基づいて、麻薬取引又は適用除外対象製剤の製造が行われる場所を指示説明し、囲まれている土地、建物、部屋、コンテナ及び容器を開き、情報を与え、並びに書類の閲覧及びサンプルの採取を可能にする義務がある。
- (2) 情報提供義務を有する者は、回答することによって自己又は民事訴訟法第 383 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げられた親族を刑事訴追又は秩序違反に関する法律に基づく手続の危険に晒すであろう質問について、回答を拒むことができる。

第 24a 条 Nutzhanf〔麻〕の栽培の届出

別表 における Cannabis (Marihuana) についての例外規定の d の意味における産業用大麻の栽培は、耕作年の 7 月 1 日までに、3 通の書類を、連邦農業・食糧庁に対し、第 19 条第 3 項に基づく当該官庁の任務を果たすために、届け出られなければならない。届出には、連邦農業・食糧庁が発行する公的な書式用紙が用いられなければならない。届出は、以下に掲げるものを含んでいなければならない：

1. 農業経営者の氏名及び住所、法人の場合は、農企業の名称、並びに法定代理人の氏名、
2. 所管する同業者組合によって農企業に対して割り振られた会員・土地番号、
3. 公式ラベルが付された品種であって、この〔品種〕が州の所管官庁の基礎奨励金〔Basisprämie〕に関する諸規則の枠内で提出されなかったもの、
4. 土地同定番号〔Flächenidentifikationsnummer〕の申告の中で、播種面積をヘクタール及びアールによって；この〔土地同定番号〕が存在しない場合、土地番号又は連邦農業・食糧庁によって認められた播種面積を示すその他の申告、例えば、区域、耕地、耕地区画が、申告されなければならない〕

Nutzhanf の播種が耕作年の 7 月 1 日以降に行われる場合、第 3 文第 3 号による公式ラベルは、耕作年の 9 月 1 日までに提出しなければならない。連邦農業・食糧庁は、同庁による署名付きの届出の謄本を、遅滞なく申請者に送付する。さらに、同庁は、〔届出の謄本の送付が〕本法律に基づく犯罪の訴追のために必要である場合、所管の警察官庁及び検察庁に対し、その要求に基づいて、届出の謄本を送付しなければならない。連邦農業・食糧庁が、Nutzhanf の栽培が別表 における Cannabis

(Marihuana)に関する例外規定のdの諸要件と一致していないとする手がかりを有している場合、同庁は、各地域の所管検察庁にこのことを報告する。

第25条 手数料及び経費

- (1) 医薬品・医療機器連邦研究所は、その個人に負担させうる公的な給付について、本法律及び本法律に基づいて発せられた法規命令に基づき、手数料及び経費を徴収する。
- (2) 連邦省は、法規命令によって、連邦参議院の同意なく、手数料支払義務のある構成要件をより詳細に定め、その際に一定の金額又は基本額をあらかじめ定める権限を付与される。

第5章 諸官庁についての規定

第26条 連邦国防軍、連邦警察、警察機動隊及び民間防衛隊〔Zivilschutz〕

- (1) 本法律は、第3条による免許に関する規定を除き、連邦国防軍及び連邦警察の麻薬管理〔Betäubungsmittelversorgung〕に資する設備、並びに別表 又は に掲げられた民間防衛隊のための麻薬の貯蔵に、準用される。
- (2) 連邦国防軍及び連邦警察の範囲において、本法律の執行及び麻薬取引の監督は、連邦国防軍及び連邦警察のそれぞれ所管の機関及び専門官の義務である。民間防衛隊の範囲においては、本法律の執行は、衛生物資貯蔵を所管する連邦及び州の官庁の義務である。
- (3) 連邦国防省は、その職務領域について、連邦省の合意のもと、個々の事案において、本法律及び本法律に基づいて発せられる法規命令の例外を、国際中毒物質条約と矛盾せず、かつ、国防上のやむを得ない理由からこれ〔=許可〕が必要とされる場合に限り、許可することができる。
- (4) 本法律は、第3条による免許に関する規定を除き、各州の警察機動隊の麻薬保管に資する施設に、準用される。
- (5) (削除)

第27条 報告及び情報提供

- (1) 連邦刑事局は、医薬品・医療機器連邦研究所に対し、毎年3月31日までに、前暦年について、連邦刑事局が認知した薬物の押収を、種類及び数量並びに場合によっては麻薬のさらなる使用に従って、報告する。使用の場合、譲り受けた者の名前又は商号及び住所を申告しなければならない。
- (2) 第26条に掲げられた諸官庁は、医薬品・医療機器連邦研究所に対し、その要求に基づいて、その〔諸官庁の〕管内での麻薬の取引について、国際中毒物質条約の実施に必要な場合に限り、情報を提供しなければならない。
- (3) 本法律に基づく犯罪が対象となる刑事手続においては、〔以下に掲げる事項が〕伝達されなければならない。
 1. [医師、歯科医師及び獣医師に対する公訴が提起された場合において〔第2号の「im Falle...」が第1号にもかかる〕] 刑罰又は改善及び保安の処分の判決が下され、又は被告人が責任無能力であるために無罪とされたときは、麻薬の取引の監督及び取締りのため、第19条第1項第3文

- に掲げられた州の所管官庁の者及び施設に対して、既判力を有する判決がその判決理由とともに、
2. 医師、歯科医師及び獣医師に対する公訴が提起された場合、第 19 条第 1 項第 2 文に掲げられた任務の遂行のため、医薬品・医療機器連邦研究所に対して、
 - a) 起訴状又はそれに代わる告訴状、
 - b) 略式命令の申立て、及び、
 - c) 手続を終結させる決定〔=手続打ち切り、無罪判決〕がその理由とともに；この決定により上訴が棄却され、又はその中で異議申立てのなされた決定が引き合いに出された場合、そのことも伝達されなければならない。

伝達は、刑事執行機関又は刑事訴追機関が指示する。

- (4) 犯罪が麻薬取引との関連を有し、かつ、決定を知ることが伝達を行う機関の観点から麻薬取引の監督のために必要である場合、その他の刑事事件における手続を終結させる決定がその理由とともに、州の所管機関に対して伝達されることが許される；第 3 項第 1 文第 2 号第 c 副号第 2 副文が準用される。

第 28 条 国際連合への年次報告書

- (1) 連邦政府は、毎年 6 月 30 日までに、前暦年について、国際連合事務総長に対し、国際連合麻薬委員会によって決定された書式に則って、国際中毒物質条約の実施に関する年次報告を行う。各州の所管機関は、報告書の作成に協力し、その分担分を、3 月 31 日までに、前暦年について、医薬品・医療機器連邦研究所に提出する。書式において要求されている申告内容の確認ができない場合に限り、それは推定によることが許される。
- (2) 連邦政府は、法規命令によって、連邦参議院の同意を得て、どの者及びどの機関が、報告、すなわち、統計の作成、その他の報告及び情報提供といった国際中毒物質条約の実施に必要なことを行うのかを決定する権限が与えられる。命令においては、報告の方法、形式、時期及び受領者が定められる。

第 6 章 犯罪及び秩序違反

第 29 条 犯罪

- (1) 次に定める者は、5 年以下の自由刑又は罰金刑に処する、
 1. 麻薬を免許なく栽培し、製造し、商取引をし、麻薬を、商取引せずに輸入し、輸出し、交付し、譲り渡し、その他取引におき、譲り受け又はその他の手段で入手した者、
 2. 適用除外対象製剤（第 2 条第 1 項第 3 号）を、第 3 条第 1 項第 2 号に基づく免許なく製造した者、
 3. 譲り受けに対する書面による免許を同時に所持せずに、麻薬を所持した者、
 4. （削除）
 5. 第 11 条第 1 項第 2 文に反して、麻薬を通過運送した者、
 6. 第 13 条第 1 項に反して、麻薬を、

- a) 処方した者、
 - b) 投与し、又は直接消費するために交付した者、
- 6a. 第 13 条第 1a 項第 1 文及び第 2 文に反して、同所に掲げられた麻薬を交付した者、
7. 第 13 条第 2 項に反して、
- a) 麻薬を、薬局又は獣医薬局で、
 - b) Diamorphin を、製薬経営者として、譲り渡した者、
8. 第 14 条第 5 項に反して、麻薬を宣伝した者、
9. 自己若しくは他人のため又は動物のための麻薬の処方箋を得るために、不正な又は不完全な申告をした者、
10. 他人に、麻薬の無資格での譲受け若しくは無資格での譲渡しのための機会を仲介し若しくは提供し、そのような機会を公然と若しくは自己の利益を図るために伝え、又は他人を麻薬の無資格での消費へと誘惑した者、
11. 第 10a 条による免許なく、他人に麻薬の無資格での消費の機会を仲介し又は提供した者、又は第 10a 条による設備の外に存在するそのような消費のための機会を自己の利益を図るため又は公然と伝えた者、
12. 許容された方法で処方されたのではない麻薬の消費を、公然と、集会において又は文書（刑法第 11 条第 3 項〔録音・録画媒体、データ記憶装置、図画等を含む旨を定めた規定〕）の流布によって促した者、
13. 資金又はその他の資産対象物を、他人に対し、第 1 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 10 号、第 11 号又は第 12 号による違法行為のために調達した者、
14. 第 11 条第 2 項第 2 文第 1 号又は第 13 条第 3 項第 2 文第 1 号、第 2a 号又は第 5 号による法規命令に違反した者であって、それ〔=当該法規命令〕が、特定の構成要件について、この刑罰規定を指示する場合に限る、
- 滅菌した使い捨て注射器の薬物依存者への譲渡し及びそのことについての公開情報は、第 1 文第 11 号による消費のための機会の仲介及び公開伝達ではない。
- (2) 第 1 項第 1 文第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号第 b 副号の場合、未遂は罰する。
- (3) 特に重大な事案の場合、1 年以上の自由刑に処する。特に重大な事案に当たるのは、原則として、行為者が、
- 1. 第 1 項第 1 文第 1 号、第 5 号、第 6 号、第 10 号、第 11 号又は第 13 号の場合において、業として行為し、
 - 2. 第 1 項第 1 文第 1 号、第 6 号又は第 7 号に掲げられた行為によって、複数の人間の健康を危険にさらしたとき。
- (4) 行為者が、第 1 項第 1 文第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号第 b 副号、第 10 号又は第 11 号の場合において、過失により行為したときは、1 年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- (5) 裁判所は、行為者が、麻薬をもっぱら自己使用のためにのみ、少量、栽培し、製造し、輸入し、輸出し、通過運送し、譲受け、その他の方法で入手し又は所持した場合、第 1 項、第 2 項及び第 4 項による処罰を免除することができる。

- (6) 第 1 項第 1 文第 1 号の規定は、行為が麻薬ではないがそのようなもの〔 = 麻薬 〕とみなされる物質又は製剤に関係する場合、それ〔 = 規定 〕が商取引、譲渡し又は交付に関する限りで、同様に適用されなければならない。

脚注

第 29 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号：連邦憲法裁判所の判例（BVerfGE v. 9.3.1994 I 1207 - 2 BvL 43/92 u. a. - ）により、決定主文に従って、基本法と適合しうる。

第 29a 条 犯罪

- (1) 次に定める者は、1 年以上の自由刑に処する、
1. 21 歳を超える者が、
麻薬を免許なく 18 歳未満の者に譲渡し、若しくは第 13 条第 1 項に反して投与し、又は直接的な利用のために交付したとき、又は、
 2. 第 3 条第 1 項による免許に基づいて麻薬を取得することなく、少量でない量の麻薬の免許なく商取引を行い、少量でない量の麻薬を製造し若しくは譲り渡し、若しくは麻薬を所持した者。
- (2) あまり重大でない事案の場合、その刑は、3 月以上 5 年以下の自由刑とする。

第 30 条 犯罪

- (1) 次に定める者は、2 年以上の自由刑に処する、
1. 麻薬を免許なく栽培し、製造し又は商取引を行い（第 29 条第 1 項第 1 文第 1 号）かつ、その際、そのような行為を継続的に行うために結成された集団の一員として行動した者、
 2. 第 29a 条第 1 項第 1 号の場合に、業として行為した者、
 3. 麻薬を譲り渡し、他人に投与し、若しくは直接の使用のために交付し、かつ、それによって軽率にその他人の死を惹起した者、又は、
 4. 少量でない量の麻薬を免許なく輸入した者。
- (2) あまり重大でない事案の場合、その刑は、3 月以上 5 年以下の自由刑とする。

脚注

第 30 条第 1 項第 4 号：連邦憲法裁判所の判例（BVerfGE v. 9.3.1994 I 1207 - 2 BvL 43/92 u. a. - ）により、決定主文に従って、基本法と適合しうる。

第 30a 条 犯罪

- (1) 少量でない量の麻薬を、免許なく、栽培し、製造し、商取引し、輸入し、又は輸出し（第 29 条第 1 項第 1 文第 1 号）かつ、その際、そのような行為を継続的に行うために結成された集団の構成員として行為した者は、5 年以上の自由刑に処する。
- (2) 次に定める者も、同様の刑に処する、
1. 21 歳を超える者が、18 歳未満の者に、少量でない量の麻薬の商取引をさせ、商取引を行わずに、少量でない麻薬を輸入、輸出、交付、譲渡し、若しくはその他の取引をさせ、若しくはこれらの行

為の手助けをさせた者、又は、

2. 少量でない量の麻薬を免許なく商取引し、又は、麻薬を、商取引を行わずに、輸入し、輸出し又は入手し、かつ、その際、銃器若しくはその他その性質上人に傷害を加えるのに適しており指定されたものを携行していた者。

(3) あまり重大でない事案の場合、その刑は、6月以上10年以下の自由刑とする。

第30b条 犯罪

その目的又は活動が刑法第6条第5号の意味における無権限の麻薬販売に向けられた団体が、存在しない又は国内に存在しない場合であっても、刑法第129条が適用される。

第31条 刑の減輕又は刑の免除

裁判所は、以下の場合に、刑法第49条第1項に基づいて刑を減輕し、又は、行為者が3年を超える自由刑を科されない場合、刑を免除することができる、それは、行為者が、

1. 自己の知っていることを任意に明らかにすることで、自己の所為に関連する第29条から第30a条までに基づく犯罪が解明されることができたことに寄与した場合、又は、
2. 行為者の所為に関連しかつ行為者が知っている計画にかかる第29条第3項、第29a条第1項、第30条第1項、第30a条第1項による犯罪がなお防止されうるのに適切な時期に、自己の知っていることを各機関に対して任意に明らかにした場合。

行為者が犯行に関与した場合、第1文第1号による解明のための寄与は、犯行への自身の寄与を超えた範囲にまで及ばなければならない。刑法第46b条第2項及び第3項が準用される。

第31a条 訴追の見送り〔 訴追免除、起訴猶予 〕

- (1) 訴訟手続が、第29条第1項、第2項又は第4項による軽罪〔 Vergehen : 法定刑の下限が自由刑1年未満又は罰金刑のもの 〕を対象とする場合、検察庁は、行為者の罪責が微弱であり、刑事訴追に対する公益がなく、かつ、行為者が、麻薬を、専ら自己使用のために、少量、栽培し、製造し、輸入し、輸出し、通過運送し、譲り受け、その他の方法で入手し又は所持したときは、訴追を見送ることができる。行為者が麻薬消費施設において麻薬を専ら第10a条によって容認されうる自己使用のためにのみ、少量所持し、かつ、譲受けのための書面による免許を同時に所持していない場合、訴追は見送られるものとする。
- (2) 既に公訴が提起されている場合、裁判所は、手続の各段階において、第1項に掲げられた要件に従って、検察庁及び被告人の同意を得て、手続を打ち切ることができる。公判が、刑事訴訟法第205条に掲げられた理由により行われえない場合、又は刑事訴訟法第231条第2項並びに刑事訴訟法第232条及び第233条の場合において被告人が出頭せずに行われるときは、被告人の同意は必要としない。裁判は、決定〔 Beschluss 〕によって下される。この決定に対しては不服を申し立てることができない。

第32条 秩序違反〔 Ordnungswidrigkeit : 刑罰ではなく行政罰が科されるもの 〕

- (1) 次に掲げる行為を故意又は過失によって行った者は、秩序違反の行為を行ったものとする、
 1. 第4条第3項第1文に反して、麻薬取引への関与を届け出なかった者、

2. 第 7 条、また第 10a 条第 3 項又は第 13 条第 3 項第 3 文との関係によるものも含めて、それらに基づく申請を行う場合に、不正な申告を行い又は不正な書類を添付した者、
 3. 第 8 条第 3 項第 1 文、また第 10a 条第 3 項との関係によるものも含めて、それらに反して、変更を、正確にではなく、完全にではなく、又は遅滞なくではなく通知した者、
 4. 第 9 条第 2 項、また第 10a 条第 3 項との関係によるものも含めて、それらに基づく実行可能な遵守事項に違反した者、
 5. 第 11 条第 1 項第 1 文に反して、麻薬を許可なく輸入し又は輸出した者、
 6. 第 11 条第 2 項第 2 文第 2 号から第 4 号、第 12 条第 4 項、第 13 条第 3 項第 2 文第 3 号若しくは第 4 号、第 20 条第 1 項又は第 28 条第 2 項による法規命令に違反した者であって、それ〔= 当該法規命令〕が特定の構成要件について過料に関する本規定を指示する場合に限る、
 7. 第 12 条第 1 項に反して、麻薬を譲り渡し、又は第 12 条第 2 項に反して、譲渡し又は譲受けを正確にではなく、完全にではなく又は遅滞なくではなく届出をした者、若しくは受領証明をしなかった者、
 - 7a. 第 13 条第 1a 項第 3 文に反して、薬局に照会をしなかった、正確にはしなかった若しくは適切な時期にはしなかった者、
 - 7b. 第 13 条第 1a 項第 4 文又は第 5 文に反して、記録を作成せず、正確には作成せず若しくは完全には作成しなかった者、若しくは記録を保管しなかった若しくは少なくとも 3 年間保管をしなかった者、
 8. 第 14 条第 1 項から第 4 項までに反して、麻薬を規定どおりに特性表示をしなかった者、
 9. 第 15 条第 2 文に基づく実行可能な命令に違反した者、
 10. 第 16 条第 1 項に反して、麻薬を規定どおりに処分せず、記録文書を作成せず、又は記録文書を保管しなかった者、若しくは第 16 条第 2 項第 1 文に反して、麻薬を処分のために送付しなかった者、それぞれについて第 16 条第 3 項との関係によるものも含む、
 11. 第 17 条第 1 項又は第 2 項に反して、記録を作成しなかった、正確にはしなかった若しくは完全にはしなかった者、若しくは第 17 条第 3 項に反して、記録又は計算書謄本を保管しなかった者、
 12. 第 18 条第 1 項から第 3 項までに反して、届出を、正確にはしなかった、完全にはしなかった若しくは適切な時期にはしなかった者、
 13. 第 24 条第 1 項に反して、認容義務又は協力義務を果たさなかった者、
 14. 第 24a 条に反して、Nutzhanf の栽培を、届け出なかった、正確には届け出なかった、完全には届け出なかった若しくは適切な時期には届け出なかった者、又は、
 15. 万国郵便条約又は万国郵便連合の協定によって発送が禁じられているにもかかわらず、麻薬を郵便物に同封した者；その限りにおいて、基本法第 10 条第 1 項による郵便の秘密は、秩序違反の訴追又は処罰のために制限される。
- (2) 秩序違反は、25,000 ユーロ以下の過料に処する。
- (3) 秩序違反に関する法律の第 36 条第 1 項第 1 号の意味における行政官庁は、医薬品・医療機器連邦研究所によって法律が執行される限りでは、医薬品・医療機器連邦研究所であり、第 32 条第 1 項第 14 号の場合には、連邦農業・食糧庁である。

第33条 没収〔Einziehung〕

第29条から第30a条までに基づく犯罪又は第32条に基づく秩序違反に関する対象物は、没収される。刑法第74a条及び秩序違反に関する法律第23条が適用されなければならない。

第34条 行状監督〔Führungsaufsicht〕

第29条第3項、第29a条、第30条及び第30a条の場合、裁判所は、行状監督の命令を出すことができる（刑法第68条第1項）。

第7章 麻薬依存犯罪者

第35条 刑の執行の延期〔Zurückstellung der Strafvollstreckung〕

- (1) ある者が犯罪行為により2年以下の自由刑が科され、かつ、その者が麻薬依存に基づいてその行為を行ったことが判決理由から明らかであり、又はその他の点より確定される場合において、有罪判決を受けた者が、自己の依存を理由に更生に役立つ治療を受けており、又はそのような治療を受けることを承諾し、かつ、その開始が確保されるときは、執行官庁は、第一審裁判所の同意を得て、刑、残刑又は禁絶施設収容処分の執行を、最長2年間延期することができる。依存を除去し又は再度の依存を防止するための国公認施設での滞在も、治療とみなす。
- (2) 第一審裁判所による同意の拒絶に対して、執行官庁は、刑事訴訟法第3篇第2章〔=第304条から第311a条まで〕による抗告〔Beschwerde〕をすることができる。有罪判決の言渡しを受けた者は、同意の拒絶を、執行官庁による延期の拒否と同時にのみ、裁判所構成法施行法第23条から第30条までに基づく異議の申立てをすることができる。州上級裁判所は、このような場合に、同意の拒絶に関して判断をする；それ〔=州上級裁判所〕は、自ら同意を与えることができる。
- (3) [以下の場合、]第1項が準用される、
 1. 2年以下の合一自由刑〔Gesamtfreiheitsstrafe：自由刑の併合罪〕の判決が下される場合、又は、
 2. 2年以下の自由刑又は合一自由刑の判決が下され、かつ、自由刑又は合一自由刑の執行されるべき残刑が2年を超えない場合、であって、その他に、第1項に掲げられた諸要件が、その重要性に従って、有罪判決が下された犯罪の主要部分について、充足されるとき。
- (4) 有罪判決を受けた者は、執行官庁が定める時期までに、治療の開始及び継続に関する証明を行う義務を負う；治療を行う者又は施設は、執行官庁に対して、治療の中止を通知する。
- (5) 執行官庁は、治療が開始されず又は継続されず、かつ、有罪判決を受けた者が治療を同様の方法で直ちに開始し又は再開することが期待できない場合、又は有罪判決を受けた者が第4項に要求されている証明を行わない場合、執行の延期を取り消す。この取消しは、有罪判決を受けた者が、治療を受けていることを事後的に証明した場合、見合わせられうる。第1文による取消しは、執行の再度の延期を妨げない。
- (6) 執行の延期は、次に掲げる場合にも、取り消される、

1. 合一刑の事後的形成〔 刑法 55 条〕の場合において、その執行が第 3 項に関連した第 1 項に基づいて延期されないとき、又は、
 2. 有罪判決を受けた者に対して下されたさらに別の自由刑又は自由剥奪的な改善及び保安の処分が執行されなければならない場合。
- (7) 執行官庁が延期を取り消した場合、執行官庁は、自由刑又は禁絶処分施設への収容を執行するために勾留状を発する権限が与えられる。取消しに対して、第一審裁判所の決定が行われうる。執行の継続は、裁判所への申立てによって妨げられない。刑事訴訟法第 462 条が準用される。

第 36 条 算入及び刑の執行猶予〔 Strafaussetzung zur Bewährung 〕

- (1) 執行が猶予され、かつ有罪判決を受けた者が国の公認施設で治療を受けた場合、有罪判決を受けた者によって証明された当該施設での滞在期間が刑に算入され、その算入により、刑の 3 分の 2 までが通算される。算入可能性に関する裁判は、裁判所が、第 35 条第 1 項による同意と同時に行う。算入によって刑の 3 分の 2 が通算され、又は施設での治療がより早い時点でもはや必要なくなった場合、裁判所は、これ〔 = 残刑の執行猶予 〕について一般社会の安全利益を考慮に入れて説明がつく状態になり次第、残刑の執行を猶予する。
- (2) 執行が延期され、かつ有罪判決を受けた者が第 1 項に掲げられた自己の依存の治療とは異なる治療を受けた場合、裁判所は、これ〔 = 執行猶予 〕について一般社会の安全利益を考慮に入れて説明がつく状態になり次第、自由刑又は残刑の執行を猶予する。
- (3) 有罪判決を受けた者が、犯行後に、自己の依存の治療を受けた場合において、第 1 項第 1 文に掲げられた諸要件が存在しないときは、裁判所は、有罪判決を受けた者に対する治療が必要とする要求を考慮に入れて適切である場合、治療期間の全部又は一部を刑に算入する命令を出すことができる。
- (4) 刑法第 56a 条から第 56g 条まで及び第 57 条第 5 項 2 文が準用される。
- (5) 第 1 項から第 3 項までに基づく裁判を、第一審裁判所が、口頭弁論を経ずに決定によって下す。執行官庁、有罪判決を受けた者及び治療を行う者又は施設が、意見を聴取されなければならない。裁判に対しては即時抗告が可能である。第 1 項第 3 文及び第 2 項による裁判については、刑事訴訟法第 454 条第 4 項が準用される；残刑の猶予に関する教示は、裁判所が与える。

第 37 条 公訴提起の見送り〔 訴追免除、起訴猶予 〕

- (1) 被疑者に、麻薬依存が理由となって犯罪を行なった疑いがあり、かつ、2 年以下の自由刑よりも重い刑罰が予想されえない場合において、被疑者が自己の依存によって第 35 条第 1 項に掲げられた治療を受けたこと及び自らの再社会化〔 社会復帰 〕が期待されうることを証明したときは、検察庁は、公判手続の開始について管轄を有する裁判所の同意を得て、暫定的に公訴提起を見送ることができる。検察庁は、被疑者が治療の継続を証明しなければならない日時を定める。〔 刑事 〕手続は、以下の場合に、〔 見送られずに 〕継続される、
 1. 治療が、予定されていた終了時まで継続されなかった場合、
 2. 被疑者が、第 2 文で要求されている証明を行わなかった場合、
 3. 被疑者が、犯罪を行い、かつ、それによって公訴提起の見送りの基礎となる期待が充足されなかったことが明らかになった場合、又は、

4. 新たな事実若しくは証拠に基づいて、2年を超える自由刑が予想されうる場合。

第3文第1号及び第2号の場合において、被疑者が引き続き治療を受けていることを事後的に証明したときは、手続の継続が見送られうる。手続が2年間進行されなかった場合、その行為はもはや訴追されえない。

- (2) 公訴がすでに提起されている場合、裁判所は、検察庁の同意を得て、事実認定が最後に確認されうる公判手続の終了までに、暫定的に手続を打ち切ることができる。この裁判は、異議申立てのできない決定による。第1項第2文から第5文までが準用される。手続が継続されないとする認定(第1項第5文)についても、異議申立てができない。
- (3) 刑事訴訟法第172条第2項第3文、第396条第3項及び第467条第5項における刑事訴訟法第153a条に関わる諸規定が準用される。

第38条 少年〔Jugendliche：18歳未満〕及び若年成年〔Heranwachsende：18歳以上21歳未満〕

- (1) 少年刑〔Jugendstrafe = 少年裁判所法17条以下に定められた少年に対する特別な刑罰〕の有罪判決の場合、第35条及び第36条が準用される。第35条第1項第1文に基づく少年による承諾に加えて、養育権者及び法定代理人の同意が必要とされる。第35条第7項第2文の場合、少年裁判所法第83条第2項第1号、第3項第2文が準用される。第36条第4項と異なり、少年裁判所法第22条から第26a条までが準用される。第36条第1項第3文及び第2項による裁判については、刑事訴訟法第454条第4項のほかに、少年裁判所法第58条、第59条第2項から第4項まで及び第60条が補足的に適用されなければならない。
- (2) 第37条は、少年及び若年成年にも準用される。

第8章 経過規定及び最終規定

第39条 経過規定

2000年3月28日の第3次麻薬法改正法(BGBl. I S. 302)の施行後遅くとも24ヶ月以内に第10a条第2項に基づく法規命令が発せられ、かつ、第10a条第1項に基づく免許の申請が行われた場合にのみ、その〔施設の〕部屋において持ち込まれた医師により処方されていない麻薬を使用することが1999年1月1日以前に認められた施設は、州の最上位の所管官庁の免許なく、引き続き営業することが許される。申請に関する異議申立てのできない裁判までの間、これらの施設は、第10a条第2項に基づく又は当該規定に基づいて発せられる法規命令による要求が充足される場合に限り、引き続き営業することができる。第29条第1項第1文第10号及び第11号は、第1文に基づく施設についても準用される。

第39a条 医薬品法の及びその他の諸規定の改正のための法律をきっかけとする経過規定

第5条第1項第2号に基づく専門的知識を持たないが、2009年7月11日に医薬品法第141条第3項に基づく諸要件を充足する者については、第6条第1項第1号に基づく必要な専門的知識の証明がなされたものとする。

第 40 条及び 40a 条 (対象の消失)

第 41 条 (削除)